

TAX LAW NEWSLETTER

2015 年 9 月号 (Vol.14)

デラウェア LPS 及びバミューダ LPS の 租税法上の「法人」該当性に係る最高裁判断

- I. はじめに
- II. これまでの裁判例における判断基準
- III. 最高裁の判断について
- IV. 実務上のポイント

森・濱田松本法律事務所

弁護士 酒井 真

TEL. 03 6212 8357

makoto.sakai@mhmiapan.com

弁護士 立川 聡

TEL. 03 6266 8980

satoshi.tatsugawa@mhmiapan.com

税理士 山田 彰宏

TEL. 03 5223 7770

akihiro.yamada@mhmiapan.com

I. はじめに

本年 7 月 17 日、米国デラウェア州の Limited Partnership (以下「LPS」といいます。)が日本の租税法上、「法人」に該当するかどうか争われた事案で、最高裁判所第二小法廷は、デラウェア LPS は租税法上の「法人」に該当するとの判断を示し、法人該当性を否定していた名古屋高裁判決を破棄し、納税者敗訴の結論を下しました(以下「本最高裁判決」といいます。)。米国デラウェア州に限らず、外国の LPS は内国法人や居住者によって投資ビークルとして多く利用されていますが、日本における課税関係を判断する際、当該外国 LPS が日本の租税法上の「法人」に該当するかによって結論が異なることになります(後記 IV 参照)。

本最高裁判決が出るまでは、デラウェア LPS の法人該当性について判断を示した大阪・東京・名古屋の各下級審裁判例等が存在していましたが、判断基準及び結論が分かれており、最高裁における統一的な判断が待たれていました。本最高裁判決は、デラウェア LPS について、法人に該当しないとの判断を示した平成 25 年 1 月 24 日の名古屋高裁判決の上告審であり、最高裁として、外国事業体の法人該当性について初めて判断基準を示した判決として実務上も極めて重要な意義を有します。

本稿では、本最高裁判決に至るまでの外国事業体についての裁判例の状況を簡潔に整理し、本最高裁判決の概要を説明した上で、当該判決を前提とした場合に実務上どのような影響があるかを解説いたします。

なお、同じく本年 7 月 17 日に、最高裁は、英国領バミューダ諸島の LPS の法人該当性が問題になっていた事案に関し、法人該当性を否定した原審である東京高裁の判断を維持し、国側の上告受理申立の不受理決定を行っています。本稿では、バミューダ LPS とデラウェア LPS で判断を分けたポイントがどこにあったかについても触れることとします。

TAX LAW NEWSLETTER

II. これまでの裁判例における判断基準

1. 米国デラウェア州の LPS の事案

米国デラウェア州の LPS の事案においては、個人投資家である原告らが、外国信託銀行との信託契約を介して、デラウェア LPS（以下「本デラウェア LPS」といいます。）を介して不動産賃貸事業を営んでおり、本デラウェア LPS による不動産賃貸事業の所得が、原告らの不動産所得に該当するとして、減価償却等による損失と他の所得との損益通算¹をして所得税の申告をしました。これに対して、税務当局が、本デラウェア LPS は租税法上の法人に該当するため、当該所得は不動産所得に該当せず、損益通算を行うことができないとして、所得税の更正処分等を行ったところ、原告らが、かかる処分の取消しを求めて出訴した事案です。

本事案のポイントは、不動産賃貸事業から生じる損益が個人としての不動産所得（所得税法 26 条 1 項）に該当し、他の所得との損益通算（所得税法 69 条 1 項）を行うことができるか否かになります。この点、本デラウェア LPS が、所得税法 2 条 1 項 7 号及び法人税法 2 条 4 号に共通の概念として定められている「外国法人」として租税法上の「法人」（または「人格のない社団等」（所得税法 2 条 1 項 8 号及び法人税法 2 条 8 号））に該当する場合には、不動産賃貸事業から生じる損益は個人ではなく、本デラウェア LPS に帰属することになるため、本事案の主な争点は、本デラウェア LPS の法人該当性となりました。

本事案は、大阪・東京・名古屋の各地方裁判所に係属し、地裁レベルでは、大阪地裁²が法人であることを肯定（納税者敗訴）したのに対し、東京地裁³・名古屋地裁⁴がこれを否定（納税者勝訴）する旨の判断を示しました。控訴審では、大阪高裁⁵・東京高裁⁶が法人であることを肯定（納税者敗訴）したのに対し、名古屋高裁⁷がこれを否定（納税者勝訴）したため、高裁レベルにおいても判断が分かれていました。

本最高裁判決は、名古屋高裁判決の上告審となります。なお、大阪高裁判決及び東京判決についても、納税者側から上告及び上告受理申立てがなされ、本最高裁判決と同日である平成 27 年 7 月 17 日に上告棄却及び上告不受理の決定（納税者敗訴の結論）がなされています。これは、納税者を敗訴させた大阪高裁判決と東京高裁判決については、本最高裁判決の基準によれば、結論が変わらないため、あえて最高裁としての判断を行わなかったものと考えられます。

¹ 平成 17 年度の税制改正によって、特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例が措置され、現在では、個人が LPS から生ずる不動産所得を有する場合において、原則として、当該不動産所得の損失と他の所得との損益通算することができなくなりました。

² 大阪地判平成 22 年 12 月 17 日判例時報 2139 号 160 頁

³ 東京地判平成 23 年 7 月 19 日判例タイムズ 1400 号 180 頁

⁴ 名古屋地判平成 23 年 12 月 14 日ジュリスト 1439 号 8 頁

⁵ 大阪高判平成 25 年 4 月 25 日ジュリスト 1478 号 123 頁

⁶ 東京高判平成 25 年 3 月 13 日ジュリスト 1470 号 103 頁

⁷ 名古屋高判平成 25 年 1 月 24 日（判例集未掲載）

TAX LAW NEWSLETTER

2. 英国領バミューダ諸島の LPS の事案

英国領バミューダ諸島の LPS の事案は、英国領バミューダ諸島の法律に基づき組成された特例 LPS（以下「本バミューダ LPS」といいます。）が、平成 13 年 4 月 16 日から同年 12 月 31 日までの事業年度に関し、スワップ契約により実質的に収受した匿名組合契約に基づく利益分配金に係る法人税の申告をしなかったことについて、税務当局が法人税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を行ったところ、本バミューダ LPS が、自らは日本の法人税法上の納税義務者に該当しないとして、これらの処分の無効確認又は取消しを求めて出訴した事案です。

本バミューダ LPS が租税法上の「法人」（または「人格のない社団等」）に該当する場合には、匿名組合契約に基づく利益分配金が国内源泉所得に該当することを前提とすると⁸、法人税の申告納税義務が生じるため⁹、本バミューダ LPS の法人該当性が問題となりました。

本事案の下級審である東京地裁¹⁰及び東京高裁¹¹は、いずれも法人該当性を否定（納税者勝訴）する旨の判断を示しました。本事案についても、国側から上告受理申立てがなされ、本最高裁判決と同日に上告不受理の決定（納税者勝訴の結論）がなされました。

3. 外国事業体に関するこれまでの判断基準の整理

各裁判所における判断基準は統一されておらず、外国事業体の法人該当性^{12,13}につ

⁸ 本事案については、匿名組合契約に基づく利益分配金が国内源泉所得に該当するかどうか（法人税法 138 条 1 号の「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」である、法人税法施行令 177 条 1 項 4 号の「国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約に基づき利益の分配を受ける権利」に該当するかどうか）が別途論点となっていますが、紙面の関係上、本ニュースレターでは割愛します。

⁹ 平成 14 年度の税制改正によって、非居住者又は外国法人に対し匿名組合契約等に基づく利益の分配につき支払をする国内事業者は、その支払う利益の分配について所得税の源泉徴収を要することとされ、PE（恒久的施設）が日本国内にない場合には、現在の税制の下では法人税の申告納税義務は生じないこととなります。

¹⁰ 東京地判平成 24 年 8 月 30 日金融商事判例 1405 号 30 頁

¹¹ 東京高判平成 26 年 2 月 5 日判例時報 2235 号 3 頁

¹² 本最高裁判決が出るまでの法人該当性に係る判断基準は大別して 3 つ存在していました。すなわち、(1)①構成員の個人財産とは区別された独自の財産を有するか、②その名において契約を締結し、その名において権利を取得し義務を負うなど独立した権利義務の主体となり得るか、③訴訟当事者となり得るか否かの 3 要素によって判断する基準（以下「3 要素基準」といいます。）、(2)①外国法を形式的にみて事業体を法人とする旨が規定されているかの法人格付与基準と、②実質的に見てわが国の法人と同様に損益の帰属すべき主体として設立が認められたものかの損益帰属主体性基準の併用によって判断する方法、(3)外国法で法人格が付与されているかを実質的に判断（損益帰属主体性基準は不要とする）する基準がありました。

¹³ 過去において、国税庁は、米国の Limited Liability Company（以下「LLC」といいます。）が外国法人に該当する理由として、①LLC は、商行為をなす目的で米国の各州の LLC 法に準拠して設立された事業体であり、外国の商事会社であると認められること、②事業体の設立に伴いその商号等の登録（登記）等が行われること、③事業体自らが訴訟の当事者等になれるといった法的主体となることが認められていること、④統一 LLC 法においては、「LLC は構成員（member）と別個の法的主体（a legal entity）である。」「LLC は事業活動を行うための必要かつ十分な、個人と同等の権利能力を有する。」と規定されていることをあげていました。

（国税庁 HP（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/05/01.htm>））

TAX LAW NEWSLETTER

いての明確な判断基準が明確になっていない状況でした。デラウェア LPS 及びバミューダ LPS 事件に関する判断基準を簡単にまとめると以下のとおりです。

		1 審	2 審	最高裁
デラウェア LPS	大阪	平成 22 年 12 月 17 日判決	平成 25 年 4 月 25 日判決	平成 27 年 7 月 17 日決定
		法人格○（納税者敗訴） 3 要素基準全て満たした場合に法人格肯定	法人格○（納税者敗訴） 外国法で法人格を付与されているか実質的に判断	上告棄却・不受理 →法人格○
	東京	平成 23 年 7 月 19 日判決	平成 25 年 3 月 13 日判決	平成 27 年 7 月 17 日決定
		法人格×（納税者勝訴） ① 法人格付与基準 ② 損益帰属主体性基準	法人格○（納税者敗訴） 外国法で法人格を付与されているか実質的に判断	上告棄却・不受理 →法人格○
	名古屋	平成 23 年 12 月 14 日判決	平成 25 年 1 月 24 日判決	平成 27 年 7 月 17 日判決
		法人格×（納税者勝訴） ① 法人格付与基準 ② 損益帰属主体性基準	法人格×（納税者勝訴） ① 法人格付与基準 ② 損益帰属主体性基準	法人格○（納税者敗訴） ① 法人明白性基準 ② 権利義務帰属主体性基準
バミューダ LPS	東京	平成 24 年 8 月 30 日判決	平成 26 年 2 月 5 日判決	平成 27 年 7 月 17 日決定
		法人格×（納税者勝訴） ① 法人格付与基準 ② 損益帰属主体性基準	法人格×（納税者勝訴） ① 法人格付与基準 ② 損益帰属主体性基準	上告不受理 →法人格×

Ⅲ. 最高裁の判断について

1. 判断枠組み

本最高裁判決は、まず、「外国法に基いて設立された組織体のうち内国法人に相当するものとしてその構成員とは別個に租税債務を負担させることが相当であると認められるものを外国法人と定め」るものと前置きし、具体的に外国法に基づいて設立された組織体が「外国法人」（所得税法 2 条 1 項 7 号及び法人税法 2 条 4 号）に該当するかについては、以下のとおり、二段階の基準によって判断するものとししました。

- ① まず、より客観的かつ一義的な判定が可能な基準として、「当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制的仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討することとなり、「法人明白性基準」)

これができない場合には、

TAX LAW NEWSLETTER

②次に、より実質的な判断基準として、「当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討することとなる」としました。（「権利義務帰属主体基準」）

このように、最高裁は、租税法上の法人該当性につき、二段階の基準を用いることを示し、法人明白性基準は、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていることが明白かどうかという客観的な基準、権利義務帰属主体基準は、当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるかどうかという実質的な基準によって判断するものとししました。これは、これまでの下級審の裁判例のいずれにおいても明確に採用していなかった判断基準ですが、最高裁としてもこの問題に対する判断が大きな影響を与えることを考慮した上で基準を示したものと思われます。

下記で検討するとおり、LPSの準拠法ごとに、最高裁が示した上記判断基準をあてはめた場合の結論が異なるものと考えられますが、租税法上の法人該当性が問題となるLPSについては、「日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白」（①法人明白性基準）といえるケースは多くはなく、この基準により法人該当性が判断できることは少ないように思われます。そこで、②権利義務帰属主体基準が重要となりますが、そのうち「法律行為の当事者となることができ」（②権利義務帰属主体基準の前半部分）という要件を満たすLPSに関する根拠法令を有する国が一般的には多いように見受けられます。他方、「その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否か」（②権利義務帰属主体基準の後半部分）という点については、準拠法毎に規定が相当異なるため、LPSの法人該当性の判断を分ける実質的なポイントになるのではないかと考えられます。

また、最高裁は、下級審判決（デラウェア LPS 名古屋高裁判決・パミューダ LPS 東京高裁判決等）が、法人格付与基準と併用して用いていた判断基準の一つである損益帰属主体性基準を採用しなかった点にも意義があるものと考えます。

2. 本デラウェア LPS に対するあてはめ

最高裁は、租税法上の法人該当性について、上記の判断枠組みを示した上で、まず、法人明白性基準については、デラウェア LPS の準拠法である Delaware Revised Uniform Limited Partnership Act（以下「デラウェア LPS 法」といいます。）はデラウェア LPS が「その設立により「separate legal entity」となるものと定めているところ、「legal entity」が日本法上の法人に相当する法的地位を指すものであるか否かは明確でなく、また、「separate legal entity」であるとされる組織体が日本法上の法人に相当する法的地位を有すると評価することができるか否かについても明確でない」

TAX LAW NEWSLETTER

と述べました。そして、「デラウェア州一般会社法における株式会社については、「a body corporate」という文言が用いられ、「separate legal entity」との文言は用いられてないことにも言及し、本デラウェア LPS に「日本法上の法人に相当する法的地位が付与されているか否かを疑義のない程度に明白であるとすることは困難」であるとしました（法人明白性基準）。

そこで、権利義務帰属主体基準に移りますが、最高裁は、(i)デラウェア LPS 法上、デラウェア LPS が「同法若しくはその他の法律又は当該リミテッド・パートナーシップのパートナーシップ契約により付与された全ての権限及び特権並びにこれらに付随するあらゆる権限を保有し、それを行行使することができる旨定めている¹⁴」とし、かかるデラウェア LPS 法の定めにも照らせば、同法は、LPS にその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに、LPS 名義でされた法律行為の効果が LPS 自身に帰属することを前提とするものと解され、(ii)「このことは、同法において、パートナーシップ持分がそれ自体として人的財産と称される財産権の一類型であるとされ、かつ、構成員であるパートナーが特定のリミテッド・パートナーシップ財産について持分を有しないとされていること¹⁵とも整合する」とし、権利義務帰属主体基準で実質的な判断を行い、本デラウェア LPS が租税法上の「法人」に該当するとしました。

デラウェア LPS に係る大阪高裁・東京高裁判決については、最高裁は上告棄却・上告不受理の決定をしたにとどまりますが、仮に判断をしていたとしても本最高裁判決と同様であったと考えられます。

3. 英国領バミューダ諸島の LPS

バミューダ LPS の事案については、平成 27 年 7 月 17 日に最高裁が上告不受理の決定をしています。結論に至る判断理由は明らかでなく、法人該当性を否定（納税者勝訴）した原審を維持した点については、本最高裁判決と逆の結論です。

もっとも、同一の小法廷に係属していたことから、本最高裁判決と同じ判断枠組みを採用した場合において、本バミューダ LPS については結論として法人該当性が否定されるという判断を行ったものとするのが合理的です。

バミューダ LPS に適用される法は、Limited Partnership Act、Partnership Act 及び Exempted Partnerships Act（本項においてそれぞれ「LPS 法」、「PS 法」及び「EPS 法」¹⁶といいます。）の 3 つですが、デラウェア LPS 法と異なり、いずれにも法人格付与の規定がなく、また「separate legal entity」との規定もなく、「firm」との規定があるのみです（その意味で本最高裁判決の法人明白性基準では結論が出ません）。さらに、デラウェア LPS 法が構成員であるパートナーが特定の LPS 財産について持分

¹⁴ デラウェア LPS 法 106 条(b)号

¹⁵ デラウェア LPS 法 701 条

¹⁶ PS 法はバミューダにおけるパートナーシップに関する一般法であり、LPS 法及び EPS 法は、それぞれ LPS 及び特例 LPS に関する特別法であり、LPS 法及び EPS 法は、PS 法に優先して適用されます。

TAX LAW NEWSLETTER

を有しないとしているのに対して、バミューダの PS 法では、全てのパートナーが事業の資本資産及び事業から生ずる利益につき等しく持分の権利を有するとし（日本法の組合における合有に近い権利関係）、また全てのパートナーは資本資産の損失その他のパートナーシップが被った損失を等しく負担しなければならないとしています¹⁷。

このような法令上与えられる権利義務のデラウェア LPS 法との違いが、本バミューダ LPS と本デラウェア LPS の法人該当性の結論における違いを生み出したものと考えられます。

IV. 実務上のポイント

1. 課税関係への影響

LPS 等が日本の租税法上、「組合」と同様にパススルーとして取り扱われることを実務上前提としていた外国事業体が、「法人」に該当するとなった場合には、例えば次のような影響が想定されるところです。

まず、LPS が租税法上の「法人」に該当するとなると、かかる LPS の損益は LPS 自身の所得とされ、LPS の参加者の所得には含まれないことになるため、LPS の所得が欠損の場合に、LPS の参加者の他の所得との損益通算ができないことになります¹⁸。

また、内国法人が LPS から受ける分配については、外国子会社配当益金不算入制度（法人税法 23 条の 2）が適用され得ることとなり、(i)内国法人により、発行済株式等の 25%以上の株式等が保有されており、かつ(ii)その保有期間が配当の支払義務が確定する日以前 6 ヶ月以上継続している「外国子会社」については、内国法人が当該外国子会社から受ける配当は 95%が益金不算入とされることとなりますが、この場合の外国における源泉税と外国税額控除の可否等について、検討を要することになります。

加えて、内国法人および居住者が LPS の発行済株式等の 50%超を保有している場合において、LPS に非課税所得があり、LPS の各事業年度の所得に対して課される租税の額（LPS 自身が納付する租税の額だけでなく、LPS の参加者が納付する租税の額が含まれると解するのが合理的です¹⁹。）がその所得の金額の 20%未満であるときは、LPS は「特定外国子会社等」としてタックス・ヘイブン対策税制（租税特別措置法 66 条の 6 等）が適用される可能性があります。

また、LPS が租税法上の「法人」に該当することにより、LPS を通じた投資に係る所得に対する日米租税条約の適用にも影響がある可能性もあります。

¹⁷ PS 法 24 条(a)号

¹⁸ 上記のとおり個人については税制改正により損益通算の制限が設けられていますが、法人には法文上、同様の制限は現時点で存在しません。

¹⁹ 秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度(5)」国際税務 30 巻 4 号 37 頁以降

TAX LAW NEWSLETTER

2. 英国領ケイマン諸島の LPS への影響

最後に、ファンド実務等において利用されることの多いケイマン LPS についての影響について解説します。ケイマン LPS は、パススルーの投資ビークルであることを前提としてファンド実務等においても多く利用されていますので、仮に本最高裁判決がパススルー性に影響を与えるとすると実務上も多大な影響があります。

本最高裁判決の判断基準に照らしてケイマン LPS の法人該当性について検討してみますと、ケイマン LPS は、バミューダ LPS との近似性から、租税法上の法人該当性は否定されるものと考えるのが合理的です。すなわち、ケイマン LPS に適用される、Exempted Limited Partnership Law 及び Partnership Law (本項において「PS 法」という。)には、バミューダ LPS と同様に、いずれも「separate legal entity」の規定はなく、「firm」であるとの規定があるのみです。もっとも、PS 法には、パートナーは専らパートナーシップの事業目的のために、かつパートナー契約に基づき、パートナーシップ財産を保有し使用しなければならないと規定されています²⁰。したがって、権利義務帰属主体基準を満たすものではないため、本最高裁判決の判断基準に従えば、バミューダ LPS と同様に、法人該当性が否定されるものと考えるのが合理的です。

なお、ケイマン LPS については、ケイマン LPS を通じて行われた船舶賃貸事業(船舶リース)に係る組合参加契約が民法上の組合契約かそれとも利益配当契約となるのか(船舶リースにおける減価償却費等を他の所得と損益通算できるのか)が争点となった事案において、名古屋高裁平成 19 年 3 月 8 日は、ケイマン LPS は、法人格を有せず、我が国の民法上の組合に該当する旨判断しています(最高裁上告不受理)。ケイマン LPS が法人に該当しないという結論は、かかる名古屋高裁判決とも整合するものです。

3. まとめ

投資に当たって外国 LPS を用いている場合、本最高裁判決によって、課税関係に変更が生じている可能性があるため、本最高裁判決による自社の課税関係への影響について検討を行う必要があります。外国 LPS の法人該当性に伴う課税関係については、実務上の混乱を防止するため、税務当局が何らかの指針を示す可能性もありますので、これも踏まえた検討をする必要があります。

²⁰ PS 法 21 条 1 項

TAX LAW NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『M&A 実務の最新動向』
開催日時 2015 年 9 月 16 日(木) 13:30～16:30
講師 大石 篤史
主催 ナレッジ・コミュニティー 経営研究セミナー(株式会社芝浦通信)

文献情報

- 論文 「会社法からみた税務上のコーポレートガバナンス・コンプライアンス」
掲載誌 租税研究 第 789 号
著者 小山 浩
- 論文 「タックス・ヘイブン対策税制を巡る最新裁判例詳解〈1〉」
「タックス・ヘイブン対策税制を巡る最新裁判例詳解〈2〉」
掲載誌 月刊国際税務 Vol.35 No.8
月刊国際税務 Vol.35 No.9
著者 小島 義博、酒井 真、山川 佳子(共著)
- 論文 「インセンティブ報酬の設計をめぐる法務・税務の留意点〔上〕」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2077
著者 大石 篤史、奥山 健志、小山 浩(共著)

NEWS

- 名古屋オフィス業務開始のお知らせ
名古屋オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事所として、2015 年 9 月より、正式に業務を開始しております。
名古屋オフィスには、M&A、会社法関連業務、アジア業務、税務等において豊富な経験を有する小島 義博弁護士に加え、園田 観希央及び村井 智顕弁護士が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、会社法関連業務、独禁法、危機対応、アジア業務、知財、ファイナンス、税務等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーの M&A やアジア業務等につきましては、国内拠点のみならず、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴンを含めた海外の各拠点と連携をとりながら、東海地区のクライアントの皆様 に充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。
- トムソン・ロイターの 2015 年上半期の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました
トムソン・ロイターによる 2015 年上半期の資本市場リーガルアドバイザーレビ

TAX LAW NEWSLETTER

ユーが発表になり、当事務所は、日本における普通株式の引受側のリーガルアドバイザーのランキングにおいて、1位を獲得いたしました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com